

**横浜市新杉田地域ケアプラザ
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
重要事項説明書**

社会福祉法人 電機神奈川福祉センター 横浜市新杉田地域ケアプラザ(以下、「事業者」といいます。)が運営する、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(以下、「事業所」といいます。)についてのサービス内容及び重要事項について、以下のように説明します。

1. 事業所の概要

事業者名称	社会福祉法人 電機神奈川福祉センター 横浜市新杉田地域ケアプラザ
所在地	横浜市磯子区新杉田町8番地7
電話・FAX	電話: 045-771-3332 FAX: 045-772-3334
E-Mail	plaza@denkikanagawa.or.jp
ホームページ	https://www.denkikanagawa.or.jp/service/plaza_day.html
事業者指定番号	1470700046
管理者	横浜市新杉田地域ケアプラザ 所長 薄井 恒一
定員	月・火・水・木・金・土 35名
サービス提供地域	森 1 ~ 3丁目、新森町 中原 1 ~ 4丁目、新中原町 杉田 1 ~ 9丁目、新杉田町、杉田坪呑
併設サービス	居宅介護支援事業 令和2年4月1日 横浜市健介事指令第1204号 介護予防支援事業 平成30年4月1日 横浜市健介事指令第1028号 指定管理者(地域ケアプラザ) 令和3年4月1日 磯福指令第1075号

2. 職員体制等

《単位Ⅰ》

職種	従事するサービスの業務内容	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤兼務)
生活相談員	生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じると共に、利用の申し込みに係る調整や、通所介護・介護予防通所介護計画の作成を行います。また、必要に応じて利用者への説明を行います。	3名 (常勤兼務)
介護職員	介護職員は、入浴・排泄・食事等の介護サービス等を提供すると共に、施設とご自宅間の送迎の介助を行います。	16名 (常勤・非常勤兼務)
看護職員	看護職員は、ご利用者の健康状態を把握すると共に、医療的な立場から介護サービス提供する職員や、ご家族に対してアドバイスをします。また、投薬の管理やガーゼ交換等の簡単な処置も行います。	7名 (非常勤兼務)
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、体力向上や機能訓練を目的としたプログラムに対して、様々なアドバイスを行います。	7名 (非常勤兼務)
ドライバー	ドライバーは、施設とご自宅間の送迎車両の運転や、その際の簡単な介護補助の業務を行います。	6名(非常勤兼務)

3. 職員の資格保有状況

ヘルパー2級	11名	社会福祉士	1名
介護職員初任者研修	3名	看護師・准看護師	7名
介護福祉士	14名	介護支援専門員	2名

令和7年4月1日現在

4. 営業日・営業時間、及びサービス提供日・サービス提供時間

営業日・営業時間	月曜日から土曜日の9:00～17:00とする。 ただし、春分の日、海の日、秋分の日、及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
サービス提供時間	月 火 水 木 金 土 9:30 ~ 16:35

※ 天候の急変や施設設備の改修等により、上記の提供時間や休業日を変更する場合があります。

5. サービスの内容

「第一号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)」は、横浜市新杉田地域ケアプラザに通い、当該施設において以下のようなサービスを提供するものです。

- ① 日常生活上の世話及び支援
- ② 食事の提供
- ③ 入浴
- ④ 機能訓練
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ バイタルチェック
- ⑦ 送迎
- ⑧ 相談
- ⑨ 家族指導

6. 利用者負担金

(1) 介護報酬に係る利用者負担金《通所型独自サービス1／22》 月額利用料

① 基本額

摘要	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)
事業対象者、要支援1	1,798	1,928円/月	3,855円/月	5,784円/月
要支援2(週1回程度)	1,798	1,928円/月	3,855円/月	5,784円/月
事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621	3,882円/月	7,764円/月	11,646円/月

② 加算額

摘要	単位数	金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)
科学的介護推進体制加算	40	43円/月	86円/月	129円/月
サービス提供体制加算Ⅰ(支援1)	88	95円/月	189円/月	283円/月
サービス提供体制加算Ⅰ(支援2)	176	189円/月	378円/月	566円/月
処遇改善加算摘要	単位数			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位×92/1000			
※ 利用者負担額=総単位数(加算含む)×10.72円(地域の報酬単価)の総額から介護保険負担分の90%を除いた額(10%相当)です。				

* 利用料金は介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

(2) 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

摘要	金額	備考
食材料費	770円/回	《内訳》昼食代:720円、おやつ代:50円

(3) 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

摘要	金額	備考
行事代	実費	趣味の教室等で使用した材料費等を実費請求します。

(4) その他

① 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から、公共交通機関を利用した実費を徴収します。

② お支払い

自己負担金のお支払いは、原則としてご指定の金融機関からの自動口座引き落とさせていただきます。口座からの引落しは、毎月27日となります。
ご都合により、自動口座引き落としができない場合は、職員までご相談ください。

* 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。

7. サービスの中止

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに以下の連絡先までご連絡ください。

連絡先 045-771-3332
連絡先 午前8時15分までにご連絡ください
職員不在時は、留守番電話にメッセージを残して下さい。

(2) 利用者の都合でサービスの利用を中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡をください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けますので、ご了承ください(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。

(3) キャンセル料

ご連絡の時期	キャンセル料
サービス利用の前々日まで	無料
サービス利用の前日まで	利用者負担額の50%
サービス利用の当日	利用者負担額の100%

※ キャンセル料のお支払いは、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いただきます。

8. 施設設備の概要

横浜市新杉田地域ケアプラザでは、下記の設備を利用することができます。ただし、エレベーター等の一部施設については、併設施設との供用となります。

部屋名	面積	備考
デイルーム	179.47m ²	
浴室	33.20m ²	
脱衣室	47.62m ²	
洗濯室	10.35m ²	
シャワー室	3.68m ²	
身障者用トイレ	5.64m ²	
倉庫	7.39m ²	
3階廊下・階段・EV	176.74m ²	地域活動交流事業との共有
1階廊下・階段・EV・トイレ	140.17m ²	併設の障害者施設との共有
5階厨房	62.90m ²	併設の障害者施設との共有
計	667.13m ²	

9. 当事業所における運営方針

当事業所における運営方針は、以下の通りです。

- ① 利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、第一号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)を提供します。
- ② 第一号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう十分配慮します。

10. サービス利用上の注意点

サービスの利用にあたり、以下のような点についてご注意ください。

- ① サービス利用にあたって、高額の金額及び貴重品について、ご持参されないようにお願いいたします。盗難等の被害があった場合でも、一切の責任を負いかねます。
- ② サービス利用時間内に、ご利用者間の金銭や物品の貸し借りや授受はご遠慮ください。
- ③ ご利用者の思想・宗教は自由ですが、他のご利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ④ 施設や施設職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ⑤ ご持参される衣類、装具、お荷物等は、必ず記名して下さい。
- ⑥ 施設内は、全館禁煙となっています。禁煙へのご理解とご協力をお願いいたします。

11. 緊急時の対応

サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を行い、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 非常災害対応

(1) 非常時の対応

- ① 原則として、別途定める「電機神奈川福祉センター 消防計画」に従います。
- ② 地震等による自然災害が発生し、事業所による送迎が困難と判断された場合には、利用者の家族又はその代理の方が事業所へお迎えいただけるまで、当事業所内でお待ちいただきます。

(2) 平常時の訓練は、別途定める「電機神奈川福祉センター 消防計画」にのつとり、火災や地震を想定した、防災・避難訓練を実施します。

(3) 防災設備

自動火災報知機	あり	防火扉	あり
誘導灯	あり	スプリンクラー設備	あり
ガス漏れ報知器	あり	非常通報装置	あり
非常用電源	あり	防煙性カーテン	あり
AED(自動体外式除細動器)	あり		

(4) 消防計画

届出日： 令和6年4月3日
防火管理者： 薄井 恭一（横浜市新杉田地域ケアプラザ 所長）

13. 衛生管理

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備をします。
 - ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施をします。

14. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する苦情やご要望については、原則として職員にお申し付けください。
- (2) 職員には話しつくい、改善が芳しくない、あるいは法人全体の課題として取り上げてもらいたい等の苦情やご要望は以下の窓口で対応いたします。

事業所窓口	TEL・FAX	電話: 045-771-3332、 FAX: 045-771-3334
	E-Mail	plaza@denkikanagawa.or.jp
	苦情解決相談窓口	橋本 一郎(横浜市新杉田地域ケアプラザ通所事業所長)
	苦情解決責任者	薄井 恭一(横浜市新杉田地域ケアプラザ所長)
第三者委員	西尾 保暢	社会福祉法人 横浜やまびこの里 理事・北部方面障害福祉部 障害福祉部長
	勝田 俊一	社会福祉法人 さくらの家福祉農園 理事長・元平塚就労援助センター

※ 運営法人の苦情解決事業第三者委員に相談を希望される場合は、法人本部までご連絡をお願いいたします。(TEL:045-772-3300)

- (2) 公的機関に苦情を申し立てることもできます。
- ① 介護保険に関するご意見や苦情について

横浜市磯子区高齢・障害支援課	
連絡先	TEL: 045-750-2494
受付時間	8:45 ~ 12:00、13:00 ~ 17:15 (月 ~ 金曜)
横浜市はまふくコール(横浜市苦情相談コールセンター)	
連絡先	TEL: 045-263-8084
受付時間	9:00 ~ 17:00 (月 ~ 金曜)
神奈川県国民健康保険団体連合会(神奈川県国保連)	
連絡先	TEL: 045-329-3447
受付時間	8:30 ~ 17:15 (月 ~ 金曜)

② 施設の提供する福祉サービスに対するご意見や苦情について

横浜市福祉調整委員会

連絡先	TEL: 045-671-4045 FAX: 045-681-5457
受付時間	8:45 ~ 17:15 (月 ~ 金曜)

神奈川県社会福祉協議会「福祉サービス運営適正化委員会」

連絡先	TEL: 045-311-8861 FAX: 045-312-6302
受付時間	9:00 ~ 17:15 (月 ~ 金曜)

よこはま市民施設ご意見ダイヤル

連絡先	TEL: 045-664-1122 FAX: 045-664-2828
受付時間	8:00 ~ 21:00 (年中無休)

15. 事故発生時の対応

サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存するとともに、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

16. 職員の研修機会の確保

職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。

①採用時研修:採用後6か月以内 ②定期研修:年2回

17. 個人情報の保護

(1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

(2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

18. 虐待防止のための措置に関する事項

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針の整備を行います。

(3) 職員に対し、管理者が虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

19. 身体拘束の禁止

(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとします。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底を図ります。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備をします。
- ③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施をします。

20.ハラスメント防止のための措置に関する事項

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

21.業務継続計画の策定に関する事項

(1) 感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

22. 第三者評価の実施状況

実施の有無：無し

サービス契約にあたり、上記の通り重要事項について説明いたしました

事業者名	社会福祉法人 電機神奈川福祉センター 横浜市新杉田地域ケアプラザ
説明者	_____ 印

サービス契約にあたり、上記の重要事項の説明を受け、内容に同意します。

年　　月　　日

利用者	住所
	_____ 印

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所	_____
氏名	_____ 印